

重層的な環境利用と共同利用権

—ソロモン諸島マライタ島の事例から—

宮内 泰介

(北海道大学)

本稿は、ソロモン諸島マライタ島を事例として、住民と環境とのかかわりを所有権と利用権の文脈から考察したものである。

調査地のマライタ島アノケロ村住民が焼畑や野生植物採取などに利用している集落周辺の土地は、他の村の住民が法的に所有している。この土地はもともと複数のクランが所有権を主張していたが、ある個人が裁判によってこれを所有することになった。これには、プランテーションや商業伐採といった、土地を舞台にした経済活動が活発になったことなどが背景にある。

アノケロ村住民は、この土地を、焼畑、焼畑以外の栽培植物、野生動物・野生植物の捕獲・採取、商品作物栽培など、重層的に利用している。そこでは、完全な栽培でも完全な野生でもない、セミ・ドメスティケーション（半栽培）が重要な位置を占めている。彼らは土地所有権はもっていないのだが、もともとマライタ島における土地所有が近代的な所有権と大きく異なっていることもあり、所有権と別個に共同利用権とでもいうべきものを有していると考えられる。それは、環境利用が重層的であることともかかわっている。

しかしそうした共同利用権はもともと弱い権利であり、今日、人口集中や商品作物栽培の広がり、それにとまなう土地私有化の流れの中で、ますます不安定になってきている。共同利用権を保障することが、住民の生活の安定、住民と環境との重層的な関係の安定のために、重要な意味をもっている。

キーワード：土地所有権、共同利用権、重層的な環境利用、半栽培、メラネシア

1. はじめに

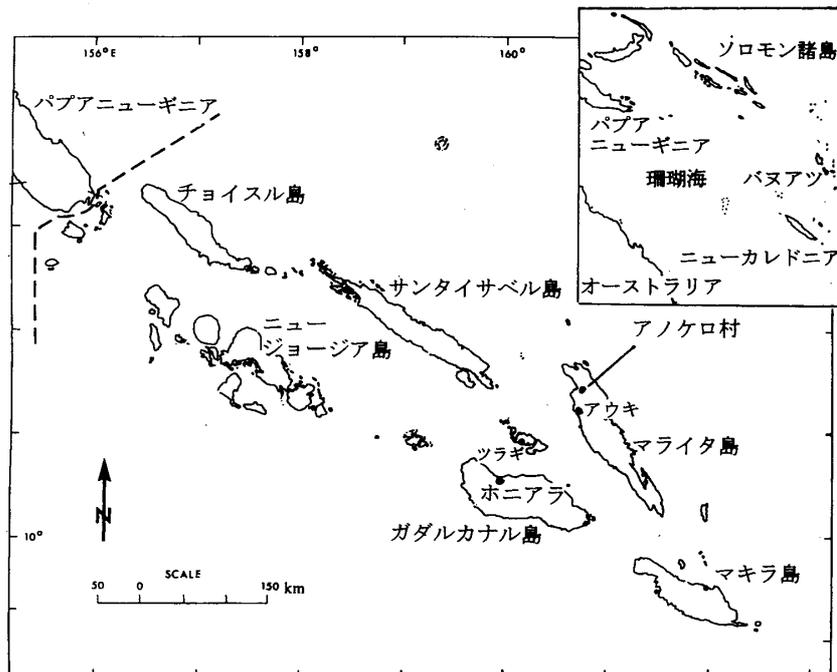
生活環境主義（鳥越，1997a など）の指摘を待つまでもなく、今日環境について考えるとき、それぞれの地域における環境と人とのかかわり、さらに、地域の環境をめぐる人と人との関係を考察することが、大事になってくる。そして、そうしたかかわりや関係が、社会的な制度として現れてくるとき、それは所有権や利用権といった形を取る。そこで本稿では、ソロモン諸島マライタ島⁽¹⁾を事例に、住民と環境とのかかわりを、所有権と利用権の文脈から考察する⁽²⁾。

調査地であるマライタ島アノケロ村の住民は、他村の住民が所有している集落周辺の土地や環境を、焼畑や野生植物採取など、多様な形で利用している⁽³⁾。本稿では、その土地について、

(1) 別の村の住民がそれを法的に所有するようになった経緯と背景についてまず述べ、次いで、(2) アノケロ村の住民がその土地や環境を重層的に利用しているさまについて民族誌的に

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

図1 ソロモン諸島



叙述する。(3) そして、そこには、所有権とは別個に、住民の共同利用権とでも言うべきものが存在していることを明らかにし、(4) その共同利用権の変化の様子と今日的意義を探る。

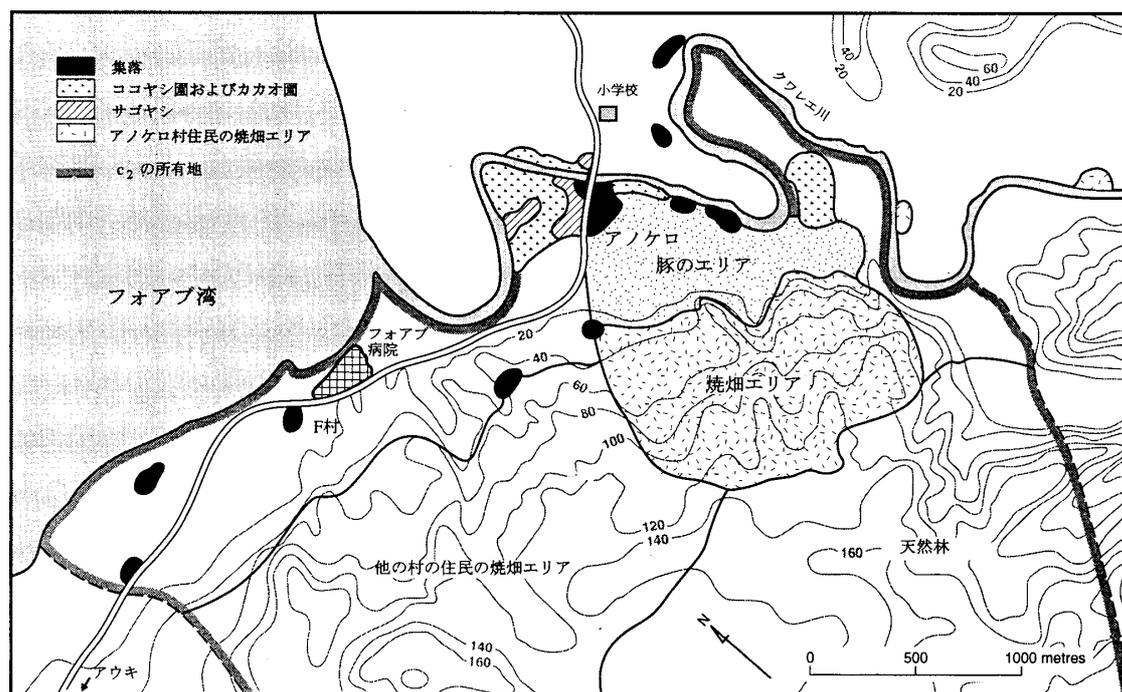
2. アノケロ村概況

アノケロ村は、ソロモン諸島マライタ (Malaita) 島北部の、クワレエ (Kwarea) 川沿岸の村である (図1)。周辺の小さな分村も加えて30余りの世帯が、SSEC (南洋伝道者教会: ソロモン諸島およびオーストラリアに固有のキリスト教会派) の教会を中心に村を形成している。マライタ諸語の1つファタレカ (Fataleka) 語が中心だが、同じマライタ諸語のクワラアエ (Kwara'ae) 語を母語とする者もいる。

アノケロ村は、1918年にSSECの布教者 (ソロモン諸島民) によって誕生した。現在の住民たちがマライタ島内陸部のいくつかの地域からやってきて定着したのは、1935年以降である。マライタ島の住民の多くはもともと内陸部に小さな集落を形成して生活していたが、20世紀に入り、キリスト教、学校、医療、西洋の物資などを誘因として、多くが海岸部に新しい大きな村を作った。アノケロ村もその典型の1つである。さらに1940年代におけるマライタ島の反英自治運動「マアシナ・ルール」の際、アノケロ村は運動の拠点の1つとして、さらなる移住者を加えた大きな村となった。それが直接には現在のアノケロ村の母体となっている。

アノケロ村がたどった歴史は、メラネシアの村落地域がたどった典型の1つであり、以下では、このアノケロ村の事例をもとに、メラネシアにおける環境利用をめぐる社会関係とその変化を考えたい。

図2 アノケロ村周辺の土地利用図



(出典) 1993年および1995年の調査より作成。

3. アノケロ村における土地所有の歴史的経緯

3.1. 土地争いの頻発化

アノケロ村の住民が現在、居住地あるいは畑などに利用している土地(図2)は、もともと、クワレエ川の向こうの隣村に成員を多くかかえるクラン(氏族)A⁽⁴⁾(アノケロ村に成員はいない)が所有権を主張していた土地である。後で述べるように、マライタ島の伝統的な土地所有は、先祖が葬られている場所をはじめとする各クランにとっての聖地(タブー地。ファタレカ語: beu abu)を軸に成り立っているのだが、この土地は、クランAとともに、アノケロ村に成員が多いクランBも、聖地を有していると主張していた。そもそもマライタ島では、各クランの土地の境界線ははっきりしなかったため、クランA、B双方が聖地を持っていても不思議ではない。

しかし、現在頻発している土地をめぐる係争そのものが、白人との接触以前はなかったとされている。境界線がはっきりしなくても、とくに問題はなかったのである⁽⁵⁾。

それがいくつかの原因で、土地争いが生まれ、現在ではソロモン諸島中、とくにこのマライタ島で頻発している。土地争いの第一の背景は、プランテーションなどの経済活動である。20世紀前半までの土地争いは、主にココヤシ・プランテーションを拓こうとする外国の会社と住民との間で行われたが、近年の土地争いは、むしろ住民同士の方が中心になっている。商品作物の担い手が会社から住民に移り、個人で広いココヤシ園などを拓こうとしたときに、住民間の土地争いが起こる。また、外国企業による熱帯林の商業伐採が進み、その伐採権料(ロイヤルティ)を獲得するために、その土地の所有が争われることも増えた。第二の背景は、住民の海岸部への移動

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

である。つまり、山間部で焼畑中心に行っている間は、土地争いをする必要はとくになかったのが、海岸部に人口が集中し、しかも商品作物の比重が大きくなると、土地争いが頻発し始めた。

3.2. 裁判による土地所有

争いは双方の間で自主的に和解される場合もある一方、原住民裁判所 (native court) に持ち込まれることが多くなった。native court (のちlocal court) は、イギリス植民地政府が、土地争いなど民事について、住民自身の自治に任せようとして1942年以降各地に設置されていったものである (Ipo, 1989: 130)。マライタ島では1954年前後から設置された⁽⁶⁾。商品作物栽培の開始とともに土地の個人所有化の考えが住民の間に芽生え始めたのを受け、この native court システムは、「土地の個人所有を促進した」 (Ipo, 1989: 131) とされる。

しかし native court システムは必ずしもうまくいかず、土地争いはますます頻発するようになった。植民地政府は、この問題の解決のために、1960年代からLand Settlement Schemeという土地政策を実行した (マライタでは1968~1970年代初頭に実施⁽⁷⁾)。これは、政府自身が調査をし、土地所有者を確定して、所有者、しかもできるだけ個人に登録させて、農業開発などに土地を有効利用できるようにする、という目的を持っていた⁽⁸⁾。Land Settlement Scheme の背景となったアラン委員会の報告 (Allan, 1957: 269) には、「委員会は、こうした集団所有の崩壊傾向をかんがみ、政府は個人所有の登場を後押しするべきであると考え。すでにその条件は熟している」と書かれている。

こうした流れを背景として、アノケロ村周辺の土地をめぐる、1954年、クランAのa氏 (男性) と (クランAでもクランBでもない) クランCのc₁氏 (男性) とが裁判⁽⁹⁾ で争うことになった (クランAもクランCも、アノケロ村にメンバーはいない)。native court における裁判では、その土地を歴史的に所有してきた証拠、たとえばその土地にそのクランの聖地があるか、その土地についての詳しい伝統的知識があるか、当該者がその土地のクランの正しい継承者か、などが争われる。裁判の結果、c₁氏が勝利し、c₁氏はこの周辺の土地を手に入れることになった。c₁氏は、地域の有力者の1人で、戦前、植民地政府の政庁があったツラギでコックとして働いていたときにキリスト教徒になり、マライタ島に戻ってから、布教活動を続け、アノケロ村の前身の村を作った人物である。地域の住民の率直な評価は、本当にこのあたりの土地がクランCの所有であったというよりも、c₁がその手腕によって裁判に勝利したというものである。

ここで注目すべきなのは、アノケロ村の主要クランであるクランBももともとこの土地の所有権を主張していたにもかかわらず、さらに、アノケロ村住民にクランAの者もクランCの者もないにもかかわらず、彼らはクランCのc₁氏の側に就いたという事実である。なぜか。第一に、アノケロ村住民にとって裁判で土地所有権を取得することの意味が当時正確にはわからなかったであろうと推測される。第二に、c₁は、村の基礎を築いた人物でもあり、アノケロ村住民は地域のリーダーと目していた。c₁側に就くことで、この土地の利用への保障を得ることができると考えたと思われる。

同じマライタ島北部で調査を行ったフレイザー (Frazer, 1973: 17) は、土地係争を native court で決着させることの不備を次のように述べている。土地についての知識—先祖についての知識な

ど一は、日常生活上あまり必要ではなくなっており、多くの住民からは消えつつある。その一方で、土地争いに勝つためにそうした知識が必要になってきたので、いきおいそれは自分たちに有利なように再解釈される、と。本来具体的な土地とのかかわりのなかで持っていた土地への記憶、したがって、現在意味が薄れている記憶が、現在の利益のために再利用されるという、皮肉な、そして土地へのかかわりの実態を必ずしも反映しない形になった。そのため結局、裁判は、発言力や裁判技術による部分が大きく、裁判結果は必ずしも広く納得されないままに終わることが多い。住民の多くもそう考えている。Land Settlement Scheme は、そうした native court の不備を補う意味もあったが、結局のところうまくいかなかった。というのも、Land Settlement Scheme は、政府が任命した係官がいちいちその土地について調査をし、土地所有を確定させるものだったから、当然手間暇がかかり、とうてい全土で短期間に実施できるものではなかった（実施されたのは国土の0.25%だった）。さらに、政府の係官にそうした大きな権限が与えられることは、地域住民の自治と対立するものであり、住民の反発もあった（Larmour, 1984: 73）。

c_1 が所有権を取得した土地は、1964年、息子である c_2 に譲渡され、さらに1965年にはまた別のクランD（やはりこの地域のクランの1つ）と local court で争った。 c_2 はこれに勝利し、このとき正式に土地の登記を行う。さらに、1983年には、やはり地域のリーダーである e （クランE。 e は、アノケロ村を創設した人物の息子で、長くこの地域の学校の教師であった）と c_2 との間で同じ土地をめぐる local court で争われたが、 c_2 は再び勝利する。アノケロ村住民は再度 c_2 側に就いた。 c_2 は、 c_1 の子として1936年にアノケロ村近隣のF村に生まれ、マライタ島内の聖書訓練センターなどで教育を受けたあと、1960年から1990年まで政府職員を勤めた人物である。退職後は、居住地であるF村と、子供たちのいる首都ホニアラを往復する生活をしている。そうした「教育を受けている」ことが、 c_2 が裁判によって土地を得た原因だと多くの住民は考えている。

4. アノケロ村住民の重層的な環境利用

次に、アノケロ村の住民たちが現在この土地でどのような環境利用を行っているかを、民族誌的に叙述する。

4.1. 焼畑

アノケロ村の住民たちの環境利用は主に4つのカテゴリーに分けることができる。

第一に、移動焼畑耕作である。アノケロ村住民の焼畑は、主に、集落の後背に控える丘陵地（標高40~120m）に存在し、このエリアの中を移動している。各世帯はそこで、サツマイモ、タロイモ、ヤムイモ、キャッサバ、トロロアオイ（*Hibiscus manihot*）、ofenge（ルリハナガサモドキ属の野菜、*Pseuderanthemum*）などを栽培している。もともとはタロイモが中心だったが、タロイモが病気によくかかるようになり⁽¹⁰⁾、1960年代以降サツマイモが主流になってきた。伝統的に栽培されてきたタロイモ、ヤムイモなどの一方で、トマト、ネギ、カラスウリ（*Trichosanthes cucumerina*）、インゲン（*Phaseolus vulgaris*）など比較的最近の作物も多く混作さ

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

れている。人々は、労働時間の約30%をこの焼畑での仕事に費やしている⁽¹¹⁾。

4.2. 焼畑以外の栽培植物とセミ・ドメスティケーション

第二に、焼畑以外の栽培植物である。サゴヤシ (*Metroxylon salomonense*)、ビンロウ (*Areca catechu*)、ガリ (ngali) の木 (*Canarium s indicum*)、パンダヌス (*Pandanus spp.*, タコノキ、ファタレカ語: kaufe, momole)、竹 (2つの栽培種がある。kao: *Nastus obtusus*, kao asi: *Bambusa blumeana*) などがそれに当たる⁽¹²⁾。サゴヤシは、ニューギニア以西で髄のでんぷんを食用とするのに対し、ソロモン諸島では、葉を屋根材として使うのみである。また、ガリの木は、そのナッツが食用であり、竹は、kaoが調理用具として使われ (しかし現在では使われることが少ない)、kao asi が壁材などに使われる。

これらは、栽培植物といっても、焼畑に比べ人間のケアは少ない。たとえば、ガリの木は、一本一本所有者が決まっているものの (所有者が決まっていない野生のものもある)、所有者がとくに "栽培" しているわけではなく、放っておくわけである。自然人類学者松井健は、人間の自然へのかかわりの中で、こうした栽培と野生の中間に位置する "セミ・ドメスティケーション" が、人間と環境とのかかわりの中で重要な位置を占めると論じている (松井, 1989)。松井は、セミ・ドメスティケーションの例として、北アメリカ・インディアンのワイルド・ライス (*Zizania aqualica*)、日本におけるトチやシイ、カシ類やナラ類、西南アジアにおけるナツメヤシ (*Phoenix dactylifera*)、オセアニアにおけるパンノキ (*Artocarpus altilis*) やパンダンヌスなどを挙げ、次のように述べている。「これらの例では、人間からの介入が、保護や簡単な栽植や世話にとどまり、植物の全生活史において、人間の果たす役割は限定されている。逆に、人間は、食用、建材、燃料、加工品といった多面的な利用をおこない、当該植物に依存する傾向が強い。人間とこれらの植物の相互関係は、安定していて持続的であり、人間の生活の大きな局面がこの相互関係に支えられている」 (松井, 1989: 45)。

松井は「当該植物に依存する傾向が強い」ということをセミ・ドメスティケーションの特徴として考えているが、それはセミ・ドメスティケーションが生業の中心である社会を想定しているからであろう。しかし、一方で、ここソロモン諸島のように、それらが脇役であり、しかも重要な脇役である社会も多く存在する。

これらの半栽培植物は、アノケロ村では主に、集落と、焼畑に使われている丘陵との間の平地に植えられている⁽¹³⁾。このエリアは、住民によって、"豚のエリア"と認識されている (図2参照)。豚を放し飼いにするエリアとして設定されたもので、回りを低い木の柵で囲ってある。

この土地のあちらこちらに、上記のような半栽培の植物が各人 (各世帯) の手によって (あるいは以前の世代の各人の手によって) 植えられているのである。先に述べたように、この土地はアノケロ村の住民でない c_2 が所有している土地であるが、そのあちこちに、みな思い思いに有用植物を植えており、それらはそれぞれ植えた者 (あるいはその子孫) の所有となっている。ただし、同じ種のものでも、植えたものと、自生のものの両方が存在する場合があります (たとえばガリの木)、さらには、植えたばかりのものは、目立たないために損傷を受ける可能性があるため、植えたものに対して目印が設けられる。アノケロ村では、その目印として *ala'ala* (クロトン

ノキ、*Cordia variegata*) の木が用いられている。ala'alaの木をかたわらに植えておくことで、誰かの所有物であることを示す。これだけでは誰のものかを特定することはないが、村の中では、たいてい、これは誰のもの、という共通認識がそのうちにでき上がる。

4.3. 野生動物・野生植物の捕獲・採取

第三に、野生動物・野生植物の捕獲・採取がある。食用として捕獲する野生動物は、トカゲ、オポッサム (*Phalanger orientalis*)、コウモリ、いくつかの種類の鳥、それにツカツクリの卵である。コウモリと鳥以外は、いずれも、主に焼畑の後ろに控える天然林エリアに生息する。野生植物では、まず食用に amau (*Ficus copiosa*)、samo (*Dennstaedtia sameensis*)、takume (*Diplazium proliferum*) などがある (名前はいずれもファタレカ語による呼び名。以下、特に注記がない限り同じ)。これらはいずれもその若い葉が食用になる。また、建材用の野生植物としては、akua (*Pometia pinnata*)、fata (fasaとも。 *Vitex cofassus*)、karefo (*Schleinitzia novo-guineensis*)、rufo (*Eugenia* spp.)、mamalade (*Alangium javanicum*)、baule (*Calophyllum kajewskii*)、niniu (*Gulubia* spp.) などがあり、ひも材としては、籐 (ファタレカ語: kalitau、*Calamus* spp.) や nini (*Donax cannaeformis*) などがある。竹やパンダヌスも、種類によっては野生であり、keketo (*Schizostachyum tessellatum*) と呼ばれる野生の竹は建材の一部として、tara (*Pandanus* spp.) と呼ばれる野生のパンダヌスは、かごやごごを編むのに使われる。また、現在屋根材としてサゴヤシ (これは栽培あるいは半栽培) の葉が多く使われているが、以前は野生の la'a (*Cominsia gigantea*) がよく使われていたという。また、伝統生薬のための各種野生植物も重要である。これらの野生植物は、主に焼畑の後ろに控える天然林エリアと上記の豚エリアの双方に存在し、また焼畑エリアやココヤシ園の周辺などにも存在する。

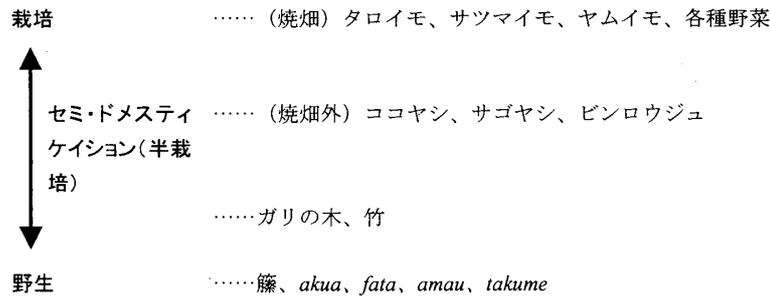
大事なことは、第一に、これらが、住民の生活経済において、重要な地位を占めているということである。焼畑および焼畑以外の栽培植物が住民のサブシステム経済の中心であることに変わりないが、これらの "脇役" も、危険分散の意味を込めた多様性をもたらしており、大きな役割を果たしている。

第二に重要な点は、これらの野生動物・野生植物が、完全な "野生" とは言えない点である。つまり、これらは、野生のまま人間が手をつけない、さらには野生のまま持続可能なように環境整備をつづけているというかぎりにおいて、ケアをしている動物群・植物群である。その意味で、これらもまた、限りなく野生に近いたぐいのセミ・ドメスティケーションだと言えるだろう。

これは、動植物にかぎったことではなく、たとえば川もまたそうである。アノケロ村の横を流れるクワレエ川は、住民が、洗う、運ぶ、採る (魚貝類の漁撈)、遊ぶ (子供たちのかっこうの遊び場になっている) といった複合的なかわりをもっている自然環境である。この川について、住民が特別日常的にケアをしているわけではないが、しかし、たとえば外的な理由で川が汚染されるという事態が生じたとしたら、住民たちは自分たちと川とのゆるやかな関係について再認識するだろうし、あるいは、後で述べるような川の利用権について意識するかもしれない。そういういくらかゆるやかなケアをしているということもできる。

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

図3 アノケロ村における環境利用



このように、人間と自然環境との関係は、完全な野生から完全な栽培までの間のさまざまなレベルのものの複合である(図3)。

4.4. 商品作物栽培

住民の環境利用の第四は、ココヤシ、カカオといった、比較的広い土地を使う商品作物である。もちろんココヤシは、その実の胚乳から調味料としてのココナツミルクを絞ったり、葉軸からほうきを作ったりと、自家用用途も大きい。現在のような住民による広いココヤシ園が誕生したのは、1950年代以降である。住民によるコプラ生産量(政府統計における'small holder'=小規模自作農による生産量。もう1つのカテゴリーはプランテーション生産である)は、マライタ島全体で、1960年に595tだったのが、1990年には7,549tになっている。カカオ生産は、主に1980年代以降に始まっている。住民によるカカオ生産量は、マライタ島全体で、1980年に81tだったのが、1988年には356tになった⁽¹⁴⁾。生産量の増加分だけ、ココヤシ園、カカオ園が広がったと考えることができる。

ココヤシ園やカカオ園は、焼畑や他の栽培植物と競合する。ココヤシ園やカカオ園は、集落近くの平地に作られているが、実は同じ土地は、焼畑を開くにも適した土地である。丘陵地に焼畑を拓くよりも、むしろ現在ココヤシ園やカカオ園がある平地部分の方が、川が運んでくる栄養分もあって、生産性が高い。実際、そこは以前は自給用の焼畑だった。しかし、ココヤシ、カカオという現金収入のための商品作物がそこを占領し、畑は遠く丘陵地に追いやられることになったのである。ここには、ジェンダーの問題も絡んでいるようである。商品作物は男性が主に担い、焼畑は主に女性が担っており、マライタ島においては男性の発言権が強いため、焼畑の方が遠くに行ってしまったという側面がある。それに女性たちは不満をもっているという。

5. 共同利用権

5.1. 住民たちの"自由"な土地利用

ところで、前に述べた通り、アノケロ村の住民たちが利用している土地は、法的には c_2 が所有している。しかし、住民は、自ら所有しないこの土地をさまざまに利用している。自家消費用プラス・アルファ程度の経済活動なら、所有者 c_2 にいちいち許可を得る必要はない。ただしそ

れは対象によって多少違ってくる。まとめると以下のようになる。

- (1) 焼畑は自由であり、焼畑の生産物はすべて生産者の所有となる。焼畑エリア内ならば、新しく焼畑を拓くとき、いちいち所有者に許可を得る必要はない⁽¹⁵⁾。ただし、焼畑エリアを超えて、たとえば後背の森（天然林）へ畑を広げることは許されない（図2参照）。
- (2) 食用（自家用）の野生植物、野生動物の採取は自由である。
- (3) 薪用の木材採取は自由である。
- (4) 建材用の木を切る時は、所有者に許可を得る必要がある。チェーンソーなどで自家用に小規模に伐採するのは、許可を得る必要があるが、現在のところそれは問題なく許可されている。もっとも、許可が必要なのは、akua (*Pometia pinnata*) とか fasa (*Vitex cofassus*) とかいった太い木の場合で、ひも用の籐や nini (*Donax cannaeformis*) などを採取する場合は自由である。
- (5) 有用植物（竹、サゴヤシ、ビンロウジュ、キンマ、ガリの木など）を植えるのは自由。植えた者の所有になり、その者が死ねば、子供など財産継承者のものになる。
- (6) カカオやコブラ用のココヤシの植林のために新たな土地を利用する場合には、所有者 c_2 の許可が必要である。拓いてよい土地と駄目な土地がある。現在 c_2 は、現状以上にココヤシ畑が広がることは許可しない態度をとっている。
- (7) 住民が自生植物・自生樹木を商業用に採取・伐採することはできない。たとえばソロモン諸島では籐家具生産用に籐が伐採されているが、 c_2 の土地で住民が籐を採取して籐家具生産者に売るとは許されない。
- (8) 新たに集落・居住地を拓くときは所有者の許可が必要である。現在の集落の中に新しい家を建てる場合は問題がないが、分村などの形で、新しい集落を拓く場合は、所有者に許可をもらわなければならない。

このように、大きな木を切る場合や新たにココヤシ畑を拓くときは許可が必要であり、また、商業用の採取・伐採などを住民が行うことは許されないが、それ以外の経済活動、とくに自給用の生産活動なら、いちいち所有者に利用の許可を得る必要はない。みずからが所有していない土地で比較的"自由"に生業活動を行っているのである。これはどういうことか？

これは、主に3つのことが折り重なっている。

まず第一に、マライタ島諸民族におけるもともとの土地所有が、近代法上の所有とはずいぶん違うものであり、しかも所有とは別個に、共同利用権とでもいうべきものが存在しているということがある。そして第二に、海岸部への移住・集中がある。アノケロ村の住民は、内陸部からの移住者たちであり、自分たちがもともと所有ないし利用していた土地から離れているのである。そして海岸部は相対的に人口過密となり、土地利用がお互いにかち合うことが多くなった（アノケロ村のあるマライタ島北部の海岸部は、ソロモン諸島の村落部の中でもっとも人口過密なところである）。第三に、土地の個人所有化の流れである。これは、個人（世帯）による商品作物してのココヤシ園の広がりなど、個人（世帯）単位で一定の広い土地が必要になってきたこと、さら

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

には先に見たように、それを政府の土地政策が後押ししてきたことが背景にある。これらのことが折り重なって、現在、c₂個人が所有している土地をアノケロ村住民が利用している、という形ができあがっている。

ここで大事なのは第一の点なので、この点を中心にもう少し考察したい。

5.2. マライタ島における「所有」と共同利用権

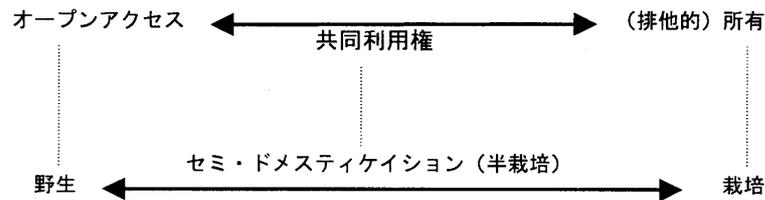
ファタレカの隣の言語グループであるバイグ (Baegu) を調査したロス (Ross, 1973: 159) によれば、「バイグの土地所有の根本は、聖なる森、つまり先祖が葬られている森、あるいは（それよりは重要度が低い）昔の集落があって誰かの木がまだ生えている森にある。（中略）所有権や利用権は、こうした中心から離れば離れるだけ薄れていくが、本当の境界線は存在しない」。各クランが、自分たちの先祖と土地をめぐる起源伝承と歴史を有しており、それが土地を領有することと分かちがたく結びついている。そして、あくまでクランの個別のメンバーではなくクラン全体が「所有」するものである。そもそもクランの名前とそのクランの「所有」する土地の名前は一緒なのである。これはバイグやファタレカだけでなく、マライタ島の諸民族における「土地所有」の伝統である。

近代法における所有権とは、「自由にその所有物の使用、収益および処分を為す権利」（日本の民法第206条による）である。つまり、対象（ここでは土地）を排他的に利用したり自由に処分したりできる絶対的な権限を有しているのが近代法の所有権である。マライタ島の「土地所有」は、そうした近代法上の「所有」とはずいぶん違う。そもそも、「土地所有」にあたる言葉はなく、今日「所有（権）」について語られる場合、マライタ島では、ピジン・イングリッシュ（ソロモン諸島の共通語）の「onem」（英語のownから来ている）が使われる。

もうひとつ大事なことは、所有権と利用権とが独立しているということである。今日アノケロ村で、土地所有者でない住民が畑を拓いたり、有用植物を植えたりしているのは、何も今に始まったことではなく、彼らが内陸部に住んでいたときからの「伝統」だった。土地所有者と土地利用者が一致する割合は、内陸部に住んでいたときの方が多かったが、その時でさえ、所有者でないクランの者（嫁いできた女性もこれに含まれる）がその土地を利用することは可能だったし、所有者は「習慣上それを許さなければならない」という社会的な了解があった (Ross, 1973: 163) ⁽¹⁶⁾。ロス (Ross, 1973) は、父方あるいは母方の親族関係にあるときにこの利用権をもつことができるとしているが、私の見聞の範囲では、そうした親族関係が基本に置かれるとは言え、それが絶対に必要というものではない。その土地に住んで利用している者には基本的に利用権が認められてきた。マライタ島の土地所有は、近代法における所有のような、処分権を中心とした絶対的な権限ではなく、利用権が別に存在しているのである。

この利用権は、利用者一人一人が土地所有者と契約を交わして得るというたぐいのものではなく、その土地を利用してきた人々や新たに利用したいと考える人々が、所有者のゆるやかな許可と管理のもとに（場合によっては無視のもとに）、地域住民が全体としてもつ利用の権利であり、その意味で「共同利用権 (collective usufruct)」とでもいうべきものである ⁽¹⁷⁾。法的に認められた、近代法上の確固たる「権利」ではなく、地域社会の中でゆるやかな形で認知されてい

図4 共同利用権とセミ・ドメスティケーション



る〈権利〉である⁽¹⁸⁾。「ゆるやかな形で」というのは、つまり、確固たるもの、侵さざるべきものとして誰もが認めているのではなく、場合によっては認めないこともある、あるいは、認めない者もあるといった意味である。

5.3. オープンアクセス・共同利用権・私的所有

もう少し広い見地からこのことを考えてみよう。人間の自然環境への継続的なかわり、すなわち所有—管理—利用のありようは、大きく3つのカテゴリーに分けることができるだろう。オープンアクセス (open access)、共同利用権、排他的私的所有の3つがそれである⁽¹⁹⁾。オープンアクセスは、地球上の誰もが自由に利用できる土地・環境である。排他的私的所有は、権利者以外の者に一切の権利を認めない所有である。しかし、完全なオープンアクセスも完全な私的所有も実際には存在しない。オープンアクセスと思われていても、現実には特定のグループが継続して利用している場合が多いであろうし、私的所有の空間でも、実際には他人がなにがしかそれを利用していたり、発言権をもっていたりするものである。近代法は、私的所有かそうでないかという二分法でものを考えるが、私たちは、真ん中の共同利用権を軸に見た方がよい。その上で、オープンアクセス的色彩が強い事例、所有的色彩が強い事例 (あるいは強くなった事例)、という形で見えていった方が生産的だろうと思われる。

この共同利用権は、先に触れたセミ・ドメスティケーションと並行の関係にある (図4)。人間と自然の間のセミ・ドメスティケーション (半栽培) 的なかわりは、実は排他的な所有になじまない。アノケロ村の例で見たように、住民は、周辺の土地のあちらこちらに (あちらこちらの生態に合わせて) 有用植物を植えたり、あちらこちらの有用野生植物を利用したりしている。こうした重層的な土地利用、パッチワーク的な土地利用は、一定区画を各個人 (各世帯) が囲い込む形よりも、集団で全体に利用権をもつ、という形の方が合理的である。完全な野生も、完全な栽培も存在しないということが、完全なオープンアクセスも完全な所有もないということと対応している⁽²⁰⁾。

ところで、共同利用権を軸に見た場合、マライタ島における土地所有 (権) とは逆に何なのだろうか？

アノケロ村の場合、土地所有者 c_2 は、「土地管理者としての義務がある」と住民に認識されている。ある住民は「 c_2 はこの土地をうまく管理している。たとえば販売用の有用植物の伐採を禁じていることはよいことだ」と言った。別のある住民はもう少し批判的で、「 c_2 はこの土地をちゃんと管理していない。だから木がどんどんなくなっている。 c_2 は家にいるばかりでちゃ

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

んと森を歩くことをしない」と言う。共同利用権を軸に見た場合、土地所有者は、土地管理者として認識されているのである。これは、伝統的に土地が、「所有」したり「処分」したりする対象ではなく、各クランの起源伝承や歴史と不可分な、絶対的存在であることと符合している。

6. 不安定化する共同利用権

もちろん、もともとの「土地所有」がそのようなものであり、共同利用権が社会的に存在してきたといっても、それは常に安定的であったわけでもない。今日、近代法的な所有が広がり、しかも、海岸部へ人口が集中した上に、商品作物のために広い土地が必要となったため（ココヤシやカカオの栽培は、土地を諸個人がパッチワーク的に利用する形態ではなく、面として利用する形態になる）、共同利用権はいつそう不安定な様相を呈している。

たとえば、 c_2 は一度（1995年）、自分の所有する土地で建材として大きな木を切る場合には1本あたり200ソロモン・ドルを払わなければならないと宣言したことがある。これはそのあとで撤回されるのであるが、アノケロ村の人々に動揺をもたらした。そうしたなかで、アノケロ村民のあるクランの住民たちの中には、生活の安定のために、集落周辺の土地を c_2 から買おうかという話も出ている（十分なお金がないため具体的な話にまではなっていない）。別の複数の家族は、実際に一部の土地を c_2 から購入した。1つの家族は、現在の居住地の回りの土地を、もう1つの家族は、クワレエ川沿いの土地を購入した。後者の土地には、購入前に他の人が植えたココヤシなどがあり、現在のところ、購入した家族が手を加えることはできない（とその家族自身が認識している）。これは共同利用権が生きているということである。しかし、これも「いずれは取り除きたい」とこの家族の男性は言っている。

私の印象では、 c_2 は、住民の動向に注意しており、所有者だからといって勝手な行動に出るのを控えている。そのことは地域住民に評価されている。しかし、 c_2 の子供たち（ほとんどはホニアラに居住）の世代になったときそれがいつそう不安定になることを住民は恐れている。

このような共同利用権の不安定化が、いつそう土地私有化への動きを招き、そしてそれがまた共同利用権の不安定化をもたらしている。それはさらなる土地争いにもつながっている。

7. 共同利用権の今日的意義

不安定になってきているとはいえ、そうした共同利用権が今日生きていることは重要である。

共同利用権が大事な第一の理由は、それが住民の生活のために必須だからである。住民自身の生活経済にとって大事なものは、国全体の経済ではなく、世帯単位、地域単位で生活の保障（livelihood security）（Chambers, 1992: 216）が実現されることである。ここでいう "生活の保障" には、安定的な自給生産、そのための共同利用権の保障、相互扶助の存在、安定的な現金収入などが含まれる。ソロモン諸島の村落地域では、もちろん今日現金収入が大事になっているの

であるが、それは一方で自給生産が安定的であって初めて意味をもってくる。その自給生産が継続的に安定的であるためにも、また市場向けの商品作物を継続的に栽培できるためにも、共同利用権の安定は決定的な意味をもっている。

共同利用権が重要な第二の理由は、人間と環境との関係の質にかかわっている。本来両者のかかわりは、多様で重層的である。本稿で半栽培（セミ・ドメスティケーション）と共同利用権の関係について見たように、人間と環境との多様でゆるやかな（しかし生存にかかわる）関係は、近代法的な所有にはなじまず、共同利用権的なかかわり（それにはもちろんさまざまな幅があるだろう）が対応している。これは、日本において、住民と川、住民と森といった関係を考える際にも当てはまるだろう。

しかし現状では、共同利用権はあいまいな権利であり、それを保障するものはなく、ある種のゆるやかな社会的規範と力関係で成り立っている。共同利用権は、たいていの場合弱者の権利である⁽²¹⁾。近代法や外からの開発によって、それは簡単に崩される危険をもつ。

広く発展途上国で見られるように、実際にその土地で暮らしているのにその土地に住みつけられる保障がない都市スクワッター（squatter, 「不法占拠者」）の存在や、実際にその森を利用しているのにその権利が保障されていない住民の存在を考えると、私たちが考えなければならぬポイントは、「その土地・環境に実際にかかわっている人たちの権利を保障するシステム作り」だろう⁽²²⁾。「保障」には、法的な保障や政策としての保障も大事であるが、一方、住民自身が保障へ向けて自分たちをエンパワーすることが軸になる。重要なのは、所有者を保障するのではなく、利用者、しかもさまざまなレベルの利用者を、その利用の程度と質に応じて保障するシステムが必要だということである。「所有」に比べ、「利用」や「かかわり」という、自然環境とのいくらかあいまいな関係は、これまで文書化されることが少なく、そのため、政策からも無視ないし排除されてきた。NGOや研究者は、住民とともにこれを明らかにし、権利を主張する役割を演じることができる。

注

- (1) ソロモン諸島は、南西太平洋に位置する人口43万人（1997年7月現在の推定値）の独立国。1978年にイギリスより独立。住民の93%はメラネシア系。マライタ島はその主要な島の1つ。
- (2) 本稿は、1993年7～8月、1995年7～8月、1996年7～8月、アノケロ村に滞在して行った現地調査をもとにしている。
- (3) ここでアノケロ「村」という場合、それは集落そのものを指している。ソロモン諸島の場合、行政村という考え方はなく、また、村と村の境界線という考え方はない。
- (4) マライタ島におけるクラン（氏族）は、同一の祖先を有すると信じる父系の親族集団である。
- (5) これは、Allan（1957:206）、Ipo（1989:130）などで論じられているだけでなく、私自身、調査の中で住民からよく聞くところである。
- (6) *Malaita Newsletter*, April 1954, p. 1.
- (7) Ross（1973:158）; *Malaita Newsletter*, 6 August, 1973, p. 6.
- (8) Land Settlement Scheme については、Larmour（1984）がもっともよくまとまっている。そのほか、ソロモン諸島の土地政策については、Scheffler（1971）、Larmour ed.（1979）、Ipo（1989）などを参照。

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

- (9) この時の裁判は、植民地政府に任命された地区長 (Headman) が裁定するものだった。
- (10) これはメラネシア全体の傾向である。
- (11) 1993年に行った労働時間調査より。労働時間配分および焼畑で栽培されている作物の詳細については宮内泰介 (1995) を参照されたい。
- (12) 学名の同定については Henderson and Hancock (1988)などを参考にした。以下同じ。
- (13) 実はこのエリアの土地利用は、 c_2 の意向が働いて、1997年以降変化し、一部を豚のエリアとして残した他は、焼畑に利用されるようになった。本稿の記述は、私が調査を始めた1992年から1996年までの状況である。
- (14) Statistics Office (Solomon Islands), n. d.; Statistics Office (Solomon Islands), *Statistical Bulletin*, 各号。プランテーションによる生産は、ココヤシの場合、逆に年を追って減少、カカオの場合はもともと多くなかった。
- (15) 他の世帯との間で、焼畑のための土地をめぐる争われることはなく、したがってとくに優先順位はない。
- (16) あるアノケロ村住民は、「他のクランの土地に畑を作ったり木を植えたりすることは、以前はもっと柔軟だった。土地争いもなかった。'development' がなかったからだ」と語った。
- (17) 同様の権利を指して、熊本一規 (1995) は「総有」、鳥越皓之 (1997a: 65-79) は「共同占有権」、秋道智彌 (1995) は「なわばり」という言葉を使っている。『環境社会学研究』3 (1997) の特集や McCay and Acheson eds. (1987), Ostrom (1990), 多辺田政弘 (1990), Bromley ed. (1992), 井上真 (1995) に見られるように、こうした地域住民による環境や土地の共同管理について、現在、「コモンズ」(the commons) というキーワードを使って議論されている。私もそうした議論に示唆を受けながら本稿を書いた。
- (18) 日本の漁業権は海についてのこうした共同利用権が法的に認められている数少ない例である。日本の漁業権が、世界的に見て珍しく強く、法的にも認められているのは、私見では、(1) 江戸期以降の商業漁業のいちじるしい発達とそれともなう漁場争いがあったこと、(2) 日本の資本主義的発展の軸として漁業を重視した明治政府の意向、(3) 海には所有関係がないために利用権を認めやすいこと、などが背景となっていると思われる。なお、漁業権の本質および現代的意味については、浜本幸生監修 (1996) が示唆に富む。
- (19) この3つに国家所有を加え、4つのカテゴリーを設定する考え方もある (McCay and Acheson eds., 1987; 井上真, 1997 など)。しかし、国家のかかわりや介入は、この3つのカテゴリーそれぞれに対してありうる (国家が私的所有を促進ないし保障する、あるいは、国家が共同利用を排除してオープンアクセスにするなど) ので、ここでは、別の次元のものと考えておきたい。
- (20) 菅豊 (1994) は、昭和初期の茨城県牛久市新地での事例をもとに、日本の「水辺」の土地において、低地に行くほど、複合的な生業が盛んになると同時に、所有権があいまいになるか、あるいは所有者と利用者とのずれが出てくることを明らかにしている。また、藤村美穂 (1996) は、琵琶湖北端の農村を事例に、法で所有権が確立している土地でも、「私有」には社会的な規制があり、「私有」の濃淡は、そこで行われる生業活動の種類と程度によって決まると論じている。また、嘉田由紀子 (1997) は、滋賀県の余呉湖を事例に、同一の場所において複数の資源利用のタイプが重層的に折り重なっており、そうした「重層的資源利用」では自然生態系の都合にあわせて人が利用原則を変えていく、という重要な指摘をしている。
- (21) 鳥越皓之 (1997b) は、日本のムラの共有地について、「ムラ構成員の生産・生活上の物資の補填」の機能に加えて、「『弱者生活権』という機能がある」という重要な指摘をしている。
- (22) マイア (Maia, 1995) があげる次の例は、共同利用権の保障の好例である。ブラジル北東部バルナン

ブーコ (Pernambuco) 州の首都レシフィ (Recife) では、人口の60%をスクオッターが占めているが、住民自身の組織化と民主政府の樹立の成果から、1983年、スクオッターの地域がゼイス (Zeis: Zonas Especiais de Interesse Social = Special Zone of Social Interest) という特別ゾーンに指定され、さらにプレゼイス (Prezeis) という規則が1987年に制定された。この規則の主眼は、「不法に占拠している土地に対する住民の権利主張を公的に認めたことにある」 (Maia, 1995: 179)。

文献

- 秋道智彌, 1995, 『なわばりの文化史—海・山・川の資源と民俗社会』小学館.
- Allan, Colin H., 1957, *Customary Land Tenure in the British Solomon Islands Protectorate (Report of the Special Lands Commission)*, Honiara: Western Pacific High Commission.
- Bromley, Daniel W. ed., 1992, *Making the Commons Work: Theory, Practice, and Policy*, San Francisco: Institute for Contemporary Studies Press.
- Chambers, Robert, 1992, "Sustainable Livelihoods: The Poor's Reconciliation of Environment and Development," Paul Ekins and Manfred Max-Neef eds., *Real-life Economics: Understanding Wealth Creation*, London and New York: Routledge: 214-229.
- Frazer, Ian, 1973, *To'ambaita Report: A Study of Socio-Economic Change in North-West Malaita*, Wellington: Department of Geography, Victoria University.
- 藤村美穂, 1996, 「社会関係から見た自然観—湖北農村における所有の分析を通じて」『村落社会研究』32: 69-95.
- 浜本幸生監修, 熊本一規・ケビン・ショート・水口憲哉他著, 1996, 『海の「守り人」論—徹底検証・漁業権と地先権』まな出版.
- Heath, Ian ed., 1979, *Land Research in Solomon Islands*, Honiara: Land Research Project, Lands Division, Ministry of Agriculture and Lands, Solomon Islands.
- Henderson, C. P. and Hancock, L. R., 1988, *A Guide to the Useful Plants of Solomon Islands*, Honiara: Research Department, Ministry of Agriculture and Lands.
- 井上真, 1995, 『焼畑と熱帯林—カリマンタンの伝統的焼畑システムの変容』弘文堂.
- 井上真, 1997, 「コモنزとしての熱帯林—カリマンタンでの実証調査をもとにして」『環境社会学研究』3: 15-30.
- Ipo, 1989, "Land and Economy," Hugh Leracy ed., *Ples Blong Iumi: Solomon Islands, The Past Four Thousand Years*, Suva and Honiara: University of the South Pacific.
- 嘉田由紀子, 1997, 「生活実践からつむぎ出される重層的所有観」『環境社会学研究』3: 72-85.
- 熊本一規, 1995, 『持続的開発と生命系』学陽書房
- Larmour, Peter ed., 1979, *Land in Solomon Islands*, Suva: Institute of Pacific Studies, University of the South Pacific; Honiara: Ministry of Agriculture and Lands, Solomon Islands.
- Larmour, Peter, 1984, "Solomon Islands: Customary Land Registration Policy," Ben Acquaye and Ron Crocombe eds., *Land Tenure and Rural Productivity in the Pacific*, Rome: FAO; Suva: IPS, USP; Noumea: SPREP.
- Maia, Maria Leonor, 1995, "Land Use Regulations and Rights to the City: Squatter Settlements in Recife, Brazil," *Land Use Policy*, 12-2: 177-180.
- Malaita Newsletter*, various issues.
- 松井健, 1989, 『セミ・ドメスティケーション』海鳴社.
- McCay, Bonnie J. and James M. Acheson eds., 1987, *The Question of the Commons: The Culture and Ecology of*

宮内：重層的な環境利用と共同利用権

Communal Resources, Tucson: The University of Arizona Press.

宮内泰介, 1995, 「太平洋島嶼部における家族の二重戦略—ソロモン諸島アノケロ村の事例から」佐藤幸男編『南太平洋島嶼国・地域の開発と文化変容—「持続可能な開発」論の批判的検討』名古屋大学大学院国際開発研究科:101-120.

Ostrom, Elinor, 1990, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, New York: University of Cambridge Press.

Ross, Harold, 1973, *Baegu: Social and Ecological Organization in Malaita, Solomon Islands*, Urbana: University of Illinois Press.

Scheffler, Harold W., 1971, "The Solomon Islands: Seeking a New Land Custom," Ron Crocombe ed., *Land Tenure in the Pacific*, Melbourne: Oxford University Press: 273-291.

Statistics Office (Solomon Islands), n. d., *1985/6 Statistical Yearbook*, Honiara: Statistics Office.

Statistics Office (Solomon Islands), *Statistical Bulletin*, various issues.

菅豊, 1994, 「『水辺』の開拓誌」『国立歴史民俗博物館研究報告』57: 63-94.

多辺田政弘, 1990, 『コモンズの経済学』学陽書房.

鳥越皓之, 1997a, 『環境社会学の理論と実践』有斐閣.

鳥越皓之, 1997b, 「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3: 5-13.

Wall, J. R. D. and J. R. F. Hansell, 1974, *Land Resource of the British Solomon Islands Protectorate, vol. 3: Malaita and Ulawa*, Surbiton, Surrey (UK): Ministry of Overseas Development.

付記

1997年6月の環境社会学会第15回セミナー（松山大学）で本稿の元になる発表を行った際、古川彰氏（中京大学）から「半栽培の存在が鍵になるのでは」という指摘を受けた。それが本稿を書く上で大きなヒントとなった。さらに古川氏には、その後関連文献も紹介していただいた。また、細川弘明氏（佐賀大学）および匿名の査読者の方々には、数々の有益なコメントをいただき、本稿を改善することができた。

なお、1995年、1996年の調査に際して、福井県大学等学術振興基金から研究助成をいただいた。

記して感謝します。

(みやうち・たいすけ)

1998年2月10日受理、1998年6月6日掲載決定

MIXED USE OF ENVIRONMENT AND COLLECTIVE USUFRUCT A CASE STUDY IN MALAITA, SOLOMON ISLANDS

MIYAUCHI Taisuke

Faculty of Letters

HOKKAIDO UNIVERSITY

Kita 10 Higashi 7, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-0810, JAPAN

This paper studies the rural Solomon Islanders' interaction with the environment, their land ownership and usage rights.

In Anokelo village, North Malaita, Solomon Islands, the residents use the environment around the settlements for shifting cultivation, collecting wild plants or small animals and cash crops production such as coconuts and cacao. However, this land is owned by a man who lives in another village near by Anokelo.

The landowner won the land in the native court in 1954. He won the land due to the British colonial government's encouragement of land registration and personalization of land ownership. The Anokelo villagers use the land, however, mostly without any special permission from the owner, except in cases of cutting big trees for house building and expanding coconut gardens. They have 'collective usufruct'. Traditionally the land is regarded as a clan's land with their tribal history. And, importantly, land usage rights are distinct from ownership.

The Anokelo people use the land in a great variety of ways. They engage in shifting cultivation as their main subsistence activity, planting various plants outside the area of their gardens, and collecting wild plants. They also engage in commodity production of crops such as coconuts and cacao. The semi-domestication or semi-cultivation of plants such as sago palm and bamboo also plays a great role.

This collective usufruct of the land is now getting unstable, although it still exists. The owner wants to charge the people for the trees they use to build houses. Some families want to buy patches of the land.

The collective usufruct is not powerful but remains crucial to the people's livelihood.

Keywords and phrases: land ownership, collective usufruct, mixed use of environment, semi-cultivation, Melanesia

(Received February 10, 1998 ; Accepted June 6, 1998)